国家公安委員会 · 警察庁

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の 名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(平成27年3月19日決定)				
基本計画の	1 計画期間	○ 平成27年4月1日から30年3月31日まで			
主な規定内容	2 事前評価の対 象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。			
		 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策 			
	り、東外証年の対	の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に 見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。 ○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評			
	3 事後評価の対 象等	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
		主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。			
		事業評価方式:既に実施されている国民の権利及び利益に重大 な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事 業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中 心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、 実施する。			
		総合評価方式:次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされる もの			
		国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて 実施することが要請されるもの			
		社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から 一定期間が経過したもの従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするも			
		の ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの			
	4 政策評価の結 果の政策への反 映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による 制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案及び実 施にできる限り反映する。			
	5 国民の意見・要 望を受けるため の窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課(以下「総務課」という。)とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。			
		○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。			
実施計画の 名称		度政策評価の実施に関する計画(平成 27 年 3 月 19 日決定)			
実施計画の 主な規定内 容	1 主要な行政目的 として基本計画 (法第7条第2 ¹ されるもの)及で	(1) 平成26年度を評価期間とする7の基本目標頃第1号に区分と18の業績目標について評価書を作成ド評価の方式(2) 平成27年度を評価期間とする7の基本目標			
		と18の業績目標について評価を実施(28年度			

	に評価書を作成) ○ 事業評価: 平成27年度までを評価期間とする1 の政策と1の規制について評価を実施(28年度に 評価書を作成)
2 未着手・未了(法第7条第2項 第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
3 その他の政策(法第7条第2項 第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要 (総括表)

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前	扩評価	事業評価方式:2件 (規制) 〔表 4-3-ア〕 事業評価方式:1件 (租税特別措置等) 〔表 4-3-イ〕	規制の新設等は 妥当 必要性等は認め られる	1	評価結果を踏まえ、新規規制等 を内容の一部とする政令を制 定 評価結果を踏まえ、税制改正要 望を提出	1	
事後評価	主政係等基に政係等基に政係等基に政係等をおり取し計げ (法第7条第2項第1号)	実績評価方式:18 件 (目標管理型の政策 評価) [表 4-3-ウ] (実績評価方式:18 件] (目標管理型の政策 評価) [表 4-3-エ]	目標達成相当程度進展あり	5 12 1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反 (概算要求に反映 17 件 機構・定員要求に反映 11 件 (うち、機構 3 件、定員 11 件) 〈事前分析表への反映〉 〈達成すべき目標を変更 1 件 測定指標を変更 6 件 達成手段を変更 7 件 その他の変更 4 件 事前分析表の変更なし 9 件		
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	-	_		_	
	未了 (法第7条第2 項第2号口)	該当する政策なし	_	_		_	
	その他の 政策 (注第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	_	_	_	_	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策について評価を実施し、その結果を平成27年6月18日 に「規制の事前評価書」として公表

表 4-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評 価 対 象 政 策
犯罪	罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正
1	特定事業者が取引時確認を行わなければならない取引の追加
2	外国において重要な公的地位を有する者及びこれらの者であった者並びにこれらの者の家 族との取引等の際の厳格な顧客管理の実施についての規定の整備

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表4-4-(1)参照
- (2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表4-4-(2)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本 目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 7 月 16 日に「平成 26 年度実績 評価書」として公表

表 4-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況		
基本	基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保				
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進		
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	相当程度進展あり	引き続き推進		
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	相当程度進展あり	引き続き推進		
基本	*目標2 犯罪捜査の的確な推進				
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	目標達成	引き続き推進		
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	相当程度進展 あり	引き続き推進		

6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び 予防活動の強化	進展が大きく ない	引き続き推進			
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	相当程度進展あり	引き続き推進			
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	相当程度進展あり	引き続き推進			
基2	ト目標3 組織犯罪対策の強化					
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	相当程度進展 あり	引き続き推進			
10	国際組織犯罪対策の強化	相当程度進展あり	引き続き推進			
基2	卜目標 4 安全かつ快適な交通の確保					
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	目標達成	引き続き推進			
12	運転者対策の推進	目標達成	引き続き推進			
13	道路交通環境の整備	相当程度進展 あり	引き続き推進			
基基	 					
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	相当程度進展 あり	引き続き推進			
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	目標達成	引き続き推進			
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案 への的確な対処	相当程度進展 あり	引き続き推進			
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実						
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合 的な支援の充実	相当程度進展 あり	引き続き推進			
基本	基本目標7 安心できるIT社会の実現					
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等 サイバー犯罪の抑止	目標達成	引き続き推進			

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表4-4-(3)参照

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施

実績評価方式を用いて、「平成27年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施中(平成28年度中に公表予定)

表 4-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策(目標管理型の政策評価)

No.	評 価 対 象 政 策
基本	は目標1 市民生活の安全と平穏の確保
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止
基本	5目標2 犯罪捜査の的確な推進
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本	k 目標 3 組織犯罪対策の強化
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	国際組織犯罪対策の強化
基本	5目標 4 安全かつ快適な交通の確保
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進

13	道路交通環境の整備
基本	本目標 5 国の公安の維持
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
基本	本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本	本目標7 安心できるIT社会の実現

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標		業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保		1 総合的な犯罪抑止対策の推進
		2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
		3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進		1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
	-	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
		3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
		4 科学技術を活用した捜査の更なる推進
		5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化		1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
		2 国際組織犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保		1 歩行者・自転車利用者の安全確保
		2 運転者対策の推進
		3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持		1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
		2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
		3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実		1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現		1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

⁽注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/H27_seisaku_yosan.pdf)参照